ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	１本につき	14円37銭
		わたり部について行うもの	１本につき	21円55銭
	ボタン付け		１個につき	７円18銭
	腰裏後端まつり		１本につき	７円18銭
	糸くず取り		１本につき	21円55銭

⑵　婦人既製洋服のまとめの業務　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　　程	規　　格	金　　額
ワンピース	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　10円
	すそまつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　14円
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　18円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、２つ穴	１組につき　20円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　７円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル（ベルト通しループを除く）	１か所につき　10円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき　４円
	肩パット付け	部分止め	１組につき　25円
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	１枚につき　32円
	糸くず取り		１枚につき　15円
スカート	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　10円
	すそまつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　14円
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき　21円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　７円
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル（ベルト通しループを除く）	１か所につき　７円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	１か所につき　４円
	糸くず取り		１枚につき　15円
ブラウス	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　10円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　６円
	糸くず取り		１枚につき　14円

４　効力発生の日　平成24年５月21日

国家試験

第69回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第69回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成24年４月13日

厚生労働大臣　小宮山洋子

１　試験の種類及び日時

⑴　第一種作業環境測定士試験

平成24年８月22日（水）午前10時から

平成24年８月23日（木）午前９時30分から

⑵　第二種作業環境測定士試験

平成24年８月22日（水）午前10時から

２　試験地　北海道、宮城県、千葉県、東京都、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

３　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑵　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑶　学校教育法による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑷　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑸　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成９年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成４年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。）において長期課程（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）の規定による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑹　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第９条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第７に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑺　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第６に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年労働省令第１号。⑼において「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第３の２に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改